



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL0594-23-2448
 FAX0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL:http://mie-cri.com

今月の担当

森 祥子
 松岡 優奈

**「進行する円安」と
 日銀「金融政策決定会合」
 — 4月25日・26日 —**

【はじめに】

気温が急上昇し、夏を思わせる気候となって参りました。

先月11日(木)の第22回中央総研セミナーに沢山の方にお越し頂き有難うございました。

所員一同感謝申し上げます。

来年は4月11日(金)の予定です。

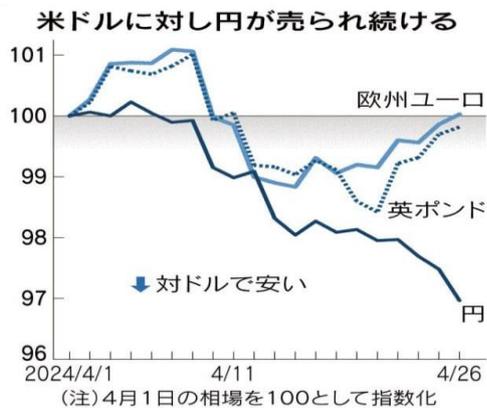
お待ち申し上げます。

今月号は、先月号に引き続き、日本銀行の金融政策について、述べてみたいと思います。

【円安進行】

外国為替市場で、**円安・ドル高**に、歯止めがかからなくなってきました。

| 米ドル対円相場 (仲値) 単位:円 | |
|-------------------|--------|
| 1月1日 | 141.83 |
| 2月1日 | 146.85 |
| 3月1日 | 150.31 |
| 4月1日 | 151.43 |
| 24日 | 154.86 |
| 25日 | 155.53 |
| 26日 | 155.76 |
| 1ドル=160円台も視野に入る | |



(日経新聞より)

円安の主因は、日米の金利差にあります。

賃金と物価の好循環の強まりを見極めて、次の利上げを決めたい日銀の思惑通りにいかない可能性があります。

その理由は、上記の表の通り、**急速に進む円安**であります。

【日銀、金融政策決定会合 (4月26日)】

その内容は、下記のとおりです。

| 日銀が3月19日に決めた内容 | |
|----------------|--|
| マイナス金利政策の解除 | 短期金利を0~0.1%に誘導する。 |
| 長短金利操作(YCC)の撤廃 | 長期国債の買い入れは継続する。 |
| リスク資産の買い入れ終了 | 上場投資信託(ETF)と不動産投資信託(REIT)は即時買い入れを終了する。 |
| | 社債とコマーシャルペーパー(CP)は1年後をメドに買い入れを終了する。 |

| 日銀が4月26日に決めた内容 | |
|----------------|--|
| 政策金利 | 政策金利を0~0.1%程度(無担保コール翌日物レート)に据え置き、 追加利上げを見送った。 |
| 長期国債 | 長期国債の買い入れは現状維持(継続)。 |
| 2026年度の物価上昇率 | 1.9%と見通す。(消費者物価指数CPI、生鮮食品を除く、前年度比) |

日銀の植田和男総裁は「当面は緩和的な金融環境が継続すると考えている」と述べています。

すなわち、**日米の金利差が続く**との見方のため、**更に円安が進行する**ものと思われます。

【国民への生活費の負担増】

円安進行のため、今年度の我々国民の負担増は、「食料」「電気・ガス(5月で電気・都市ガスの負担軽減策が打切り)」「その他」の合計(1年間)で、10万円を超える試算があります。

《代表社員 笹谷 俊道》

今年のゴールデンウィーク(前半)は・・・

4/27・・・土曜日 4/28・・・日曜日

4/29・・・昭和の日(元々は昭和天皇の誕生日。天皇崩御後にみどりの日(後5/4に変更)となり、2007年より昭和の日に)

事前確定届出給与

<損金として認められる役員への給与>

法人税法上、役員に対して支給する給与について損金として認められるのは、原則、次の3つのパターンとされています。

| 種類 | 特徴 |
|----------|--|
| 定期同額給与 | ・基本的に1ヶ月以下の一定期間ごとに支給される同額の給与 ・事業年度の途中で給与の改定がある場合には、一定のルールを満たさないと定期同額給与と認められない |
| 事前確定届出給与 | ・いつ、誰に、いくら支給するか等を記載した所定の届出書を期限内に税務署へ提出することで、その記載とおりに支給した場合に限り損金として認められる ・毎月定額でなくても認められる |
| 業績連動給与 | ・利益や株価など一定の指標を基礎として算定する連動型の給与 |

これらのうち、役員に対して賞与を支給し、これを損金としたいと考えたときに利用できるのは「事前確定届出給与」です。

<利用するときの留意点>

事前確定届出給与を利用するときに、特に留意しておきたい点は、次の2つです。

(1) 期限内に提出すること

届出書は、原則、次の①、②のうち、いずれか早い日までに提出する必要があります。

- ① 株主総会等の決議により給与の定めをした場合におけるその決議日（その決議日が職務執行開始後である場合にはその開始日）から1ヶ月を経過する日
- ② その会計期間開始の日から4ヶ月を経過する日

(2) 記載した通りに支給すること

届出書に記載した通りに支給をしないと損金としては認められません。たとえば100万円を支給すると記載があるのに、50万円しか支給しなければ、支給した50万円は全額損金不算入となります。

なお、3つのパターンに基づく支給であっても、それが不相当に高額な部分の金額と認められると、損金とは認められません。

<森 祥子>

法人の交際費について

法人が事業を営む上で、御中元や御歳暮などの贈答品、ゴルフや会食での接待など、交際費を支出する機会は多々あります。これらは必要経費であることは間違いありませんが、交際費の金額が高額になると、損金不算入、要するに経費からはじかれてしまう場合があります。資本金1億円以下の法人であれば、交際費が年間800万円を超えてしまわないよう注意しましょう。

| 資本金 | 損金不算入となる交際費の計算 |
|-----------------|-------------------------------|
| 1億円以下 | 交際費－800万円 交際費－飲食にかかる交際費50% |
| 1億円超 100億円以下 | 交際費－飲食にかかる交際費50% |
| 100億円超 | 交際費全額 |

この交際費の中で、次の条件を全て満たす飲食費については、交際費の範囲から除外することができます。

- ①参加者1人あたりの金額が1万円以下
- ②下記事項を全て記載した書類の保管
 - ・飲食のあった年月日
 - ・飲食に参加した人数
 - ・飲食参加した人の氏名及び関係性
 - ・飲食に要した金額
 - ・飲食店等の名称及び所在地

以前は①が5千円以下でしたが、税制改正により、令和6年4月1日以降に支出する飲食費より1万円以下に引き上げられました。②についてはわざわざ書類を作成する必要はなく、飲食費のレシートや領収書の裏に、不足事項を記載すれば大丈夫です。この場合、現金出納帳等に貼り付ける際、記載事項が読めるよう、裏面全面に糊付けしないよう注意しましょう。

また、交際費と混同しやすい支出についても注意が必要です。

○広告宣伝費

→カレンダーやタオル等、社名を入れた粗品の作成費用

○会議費

→会議に関連する茶菓、弁当等の購入費用

国税庁ホームページより

<松岡>

今年のゴールデンウィーク（後半）は・・・

5/3・・・憲法記念日（1947年の日本国憲法の施行を記念する日）

5/4・・・みどりの日（自然や緑を大切にする日。2007年より4/29から5/4に変更された。）

5/5・・・こどもの日（古くから伝わる端午の節句が起源） 5/5・・・こどもの日の振替休日